

⑤国家・法研究所の提案

ソ連新憲法の構想について —ソ連科学アカデミー・国家・法研究所の提案—

Народный Депутат 『人民代議員』誌 90 年 4 号
Советское государство и право, 1990, №4. C.15-21.
KK 資料集第 1 卷 101-109 頁

ソ連新憲法の作成と採択は、法治国家の形成の過程のもっとも重要な構成部分である。現行の憲法的諸法律は社会の発展から取り残されている。77 年憲法の多くの諸規定、とくに人権条項は必要な補強がなされていない。連邦制の原理の宣言にもかかわらず苛酷な一元主義的意味をもつ条文があり、権力分立原理も定められていない。

新憲法の関心の中心は、市民と社会と国家の関係におかれなければならない。人間はすべての社会的価値の尺度であり、経済的、政治的自由、平和と安全、ふさわしい生活、社会と国家の問題解決への実際上の参加の可能性、民族と世界の文化の成果にアクセスする権利が保障されなければならない。

新憲法には、全人類的価値の優先が反映される。ソ連と構成共和国の主権を認証しつつ国際法の役割を強調する。

ペレストロイカの保証人の役割を果すために、新憲法は直接的効力をもつ。

(以下、具体的提案の部分)

憲法の構成は、(1) 前文、(2) 総則、(3) 人の権利および自由の宣言、(4) 連邦的同盟の原則、(5) ソビエト権力の組織、(6) 憲法遵守の保障とする。

1. 前文

民族の自由な自決と自発的結合による連邦 (ユーズノエ) 国家形成についての各共和国の意思を承認すること。人民に発し人民に属する国家権力の源泉として人民主権を宣言すること、ソビエト(複)の最高性と統治の各共和国独自の形態を強調すること。人民の社会主義的選択を確認すること。

2. 総則

政治システムの組織、経済体制、内外政策の目的と原則を定める。

政治的領域では、法治国家の形成、政治的複数主義と政党、社会団体および運動（体）の憲法体制の枠内での自由な発展、国家的、社会的機関の活動におけるグラースノスチ、マスメディアの自由と検閲の廃止、社会主義的自主管理の発展、適法性と法秩序、市民の社会的防衛および人身保護をうたう。

経済的領域では、多様な国家的、集団的、個人的所有の保護、国家計画と市場経済の結合、配分関係における社会的公正、公平な税制、天然資源の合理的利用と環境保護を定める。

国際関係では、全人類的価値としての生存権の強調、国際紛争の解決手段としての戦争の拒否、憲法での国際法優位の承認をうたう。

3. 人の権利および自由の宣言

基本法の通常の章の形式ではなく宣言という形式をとる。宣言には人の権利・自由は裁判手続

きによって保護されることがうたわれる。民主的でヒューマンな社会主义の建設と社会の革命的改造にとって権利・自由のもつ基本的意義を強調する。これまでの権利・自由、とくに政治的、個人的権利・自由はかなり形式的であった。

人の権利・自由の宣言は、わが国の悲劇的経験との関連で特別の意味をもつ。人の権利・自由は不可侵かつ譲渡できないものであることを国家によって承認されなければならず、パターナリスティックなアプローチはやめなければならない。

宣言に含められるべき市民の権利・自由：生存権、意見および信条の自由（の権利）、イデオロギー的、宗教的、文化的自由、政治生活および管理への参加権、情報にたいする権利、出版の自由、職業選択の自由、国家機関や役職者の違法行為による精神的損害にたいする賠償をうける権利、違法な逮捕・拘留等の裁判への提訴権ならびに賠償をうける権利、移転および居所選択の自由、出国および帰国の権利、法律に定める手続きによる権利・自由の擁護権、健康な環境にたいする権利、健康で幸福かつ品位ある生活をおくる権利、スタライキ権。ソビエト市民の権利カタログのこのような拡大は、国際人権規約、ウィーン条約によっても要請されている。

さらに宣言には、これまで憲法の他の章に規定されていた次のような市民の権利も含まれる。個人的財産とその相続にたいする権利、公判をうける権利、被疑者・被告人の防御権、裁判における平等な陳述機会の権利、無罪の推定。

宣言は権利・自由の実現の手続き的形態の民主化を定める。届け出による平和な集会、街頭行進、デモの権利、憲法と法律にしたがった政党および社会団体への団結の権利、法違反の責任を問われた者の罪が法律手続きによって確定するまでは無罪とみなされるという市民の権利。

従来の権利の内容にも変更がもたらされる。ソ連、連邦構成共和国、自治共和国のソビエト国籍にかんする規定の正確化、国籍の恣意的剥奪の禁止あるいは国籍変更の権利、ソ連市民の国外追放の禁止、市民の子にたいする宗教教育または無神論教育の権利、兵役義務の他の義務への変更選択の権利。

4. ソ連邦の構成原理

この章は実質的には新しい連邦（同盟サユーズノエ）条約となる。新憲法は一元主義、厳しい集権主義、官序的指令から解放され、構成共和国の完全な自発的同盟と連邦と共和国の新しい関係が樹立される。

ソ連邦の全権は、以下のような実際上の全連邦的機能に限定される。戦争と平和の問題、軍隊の指導、外交政策、ソ連市民の権利・自由の保障、立法の諸原則（基本法）の制定、構成共和国間の紛争の解決、国民経済の全連邦管轄部門の指導、連邦国家機関野活動・組織の規制。共和国はこれらすべての問題解決に参加する。連邦と共和国の以下のような共同管轄領域についても規定する：国の総合的な経済的、社会的発展の保障、財政、予算、税制政策、学術、文化、保健、教育、自然保護の指導。

連邦構成共和国の権限は、ふたつの原則による。構成共和国は、第1に連邦または共同の管轄とした事以外のすべての問題を自主的に解決し、第2に主権国家としての地位をもって全権行使する。

ソ連は主権国家であって、連邦法はソ連全領土で直接的効力をもつが、共和国管轄事項を侵害することはできない。

自治共和国の地位も著しく高められ、現在は構成共和国に属する権限ももつことになる。その

他の民族的自治の単位も強化される。民族自治の単位の格上げも、その問題解決の手続きを新憲法に定める。民族グループの権利については、母語や民族文化、伝統、居住環境の保護や宗教の自由などを明記する。

5. ソビエト権力の組織

連邦の最高立法機関の組織・活動の手続きは人民代議員大会とソ連最高ソビエトによる「二段階的」構造をとる。人民代議員大会の全権を維持しながら、最高ソビエトを唯一の最高国家権力機関とし、その代議員の数ももう少し増やす。最高ソビエトの両院のとくに民族会議の権限も明確化にする。憲法に、政府の「信任」「不信任」決議の可能性について定める。

国家元首の問題。最高ソビエト議長は議会のスピーカーであると同時に国家元首ということになる。この点では大統領制度が検討されなければならない。それは立法権力と他の「権力」を区分し、「抑制・均衡」システムを強める。大統領は特別の選挙人会議または選挙人によって選ばれる。大統領は最高ソビエトの採択する法律に署名するとともに、拒否権ももち、場合によっては最高ソビエトを解散することができる。

6. 憲法適合性の保障

新憲法は、憲法適合性にたいするコントロールを強調する。そのため、憲法監督委員会を法律の効力停止と無効宣言を行なう権限をもつ連邦憲法裁判所に改組し、ソ連最高裁判所を官庁の法創造をコントロールできるように権限を拡大する。

また所有形態の複数主義、市場およびその他の商品・貨幣関係の存在という条件のもとでは、国家仲裁機関はソ連経済裁判所を頂点とする経済裁判所制度に移行するのが望ましい。

また法治国家制度の重要な要素としての司法の役割を高める必要がある。労働紛争、未成年問題にかんする裁判所や行政裁判所や家族裁判所もその創設が検討されてよい。検事監督の組織については、連邦構成共和国・自治共和国のより積極的参加が望まれる。

新憲法は、共和国や地方にかかわることは当該共和国の憲法に委ねるという意味で「連邦（同盟）的」性格をもつことになる。連邦憲法は、地方自治を含むソビエト権力の組織の一般的原則を定めることになる。

[トポルニン所長の付言]

この要綱は研究所で集団的に作成されたものである。しかし、それは作業に加わったすべての研究者の完全な合意が得られたということを意味してはいない。読者のご意見をできるだけ早く寄せいただきたい。この構想において、とくに重視したポイントは次の諸点である。

- ① 速やかな法治国家、立憲国家の実現。
- ② 個人の自由な発展の保障、その法的保障のメカニズムの創設
- ③ ソビエト連邦の刷新、
- ④ ソビエト権力の民主化、真の人民権力の保障